

平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた漁業者等が、融資機関から早期経営再開及び経営維持を図るために必要な資金（以下「平成22年赤潮被害対策緊急支援資金」という。）の融資を受けた場合に、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の貸付けを行った融資機関に利子補給を行った市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「被害漁業者等」とは、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた次に掲げる者をいう。

- (1) 魚類養殖業を営む個人
- (2) 魚類養殖業を営む法人

(補助の対象)

第3条 補助金の対象は、被害漁業者等が平成22年赤潮被害対策緊急支援資金を借り入れた場合に、被害漁業者等の金利負担の軽減を図るため、別表1（被害漁業者等の被害が一定の条件を満たす場合にあっては別表2）に定める利子補給率により市町村が融資機関に対して利子補給を行った場合において、その利子補給に要した経費（毎年1月1日から12月31日までの期間における貸付実行時に適用された別表に定める利子補給率を融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365の数で除して得た額をいう。以下同じ。）に乗じて得た額の合計額）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する利子補給に要した経費の2分の1以内（毎年1月1日から12月31日までの期間における貸付実行時に適用された別表に定める県補助率を融資平均残高に乗じて得た額の合計額）とする。

(補助の期間)

第5条 県が市町村に補助する期間は、融資機関が被害漁業者等に対して平成22年赤潮被害対策緊急支援資金を融資した日から3年以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、規則第3条第1項の規定により、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村において当該利子補給金の交付を決定したことを証する書類
- (2) 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金計算書（計画）（別記第2号様式）

3 知事は、前項各号に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、前期にあっては毎年7月31日、後期にあっては毎年

1月31日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の決定及び決定の通知)

第7条 知事は、前条第1項の申請書を受理した場合において内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定を行い、申請者に対し、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）を送付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村において当該利子補給金の交付を確定したことを証する書類
- (2) 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金計算書（実績）
（別記第2号様式）
- (3) 収支精算書（別記第5号様式）

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条第1項の実績報告書を受理した場合において、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、規則第14条の規定より補助金の額を確定し、申請者に対し、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）を送付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業対象者及び平成22年赤潮被害対策緊急支援資金の融資を受けた被害漁業者等が、この要項及び平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業事務取扱要領に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は、補助金の全部又は一部の交付を決定しないことができる。

(証拠書類の保管期間)

第12条 規則第23条の証拠書類の保管期間は、10年とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年10月13日から施行する。

別表 1

(適用期間：平成22年10月13日以降)

市町村利子補給前 貸付利率	市町村利子補給率		貸付利率
		うち県補助率	
2.65パーセント (漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する漁業近代化資金をいう。)の基準金利と同率)	1.65パーセント	0.825パーセント	1.00パーセント

別表 2

(適用期間：平成22年10月13日以降)

市町村利子補給前 貸付利率	市町村利子補給率		貸付利率
		うち県補助率	
2.65パーセント (漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する漁業近代化資金をいう。)の基準金利と同率)	2.65パーセント	1.325パーセント	0.00パーセント

別記第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

平成 年度平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業
補助金交付申請書

平成 年度において、平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業を
実施したいので、下記のとおり補助金を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及
び平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金交付要項第6条の
規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
2 内訳

融資年度	金額	備考
計		

3 関係書類

- (1) 市町村において、当該利子補給金の交付を決定したことを証する書類
(2) 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金（計画）計算書

別記第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

印

平成 年度平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度平成
22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金については、熊本県補助金
等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第
6条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

平成 年度平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書に基づき 年度
平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業を実施したので、熊本県補助
金等交付規則第13条及び平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業
補助金交付要項第8条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- (1) 市町村において、当該利子補給金の交付を確定したことを証する書類
- (2) 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金計算書（実績）
- (3) 収支精算書

別記第5号様式 (第8条関係)

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	前年度精算額	比較増減	備 考
県補助金				
市町村費				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	前年度精算額	比較増減	備 考
利子補給費				

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

印

平成 年度平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業
補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度平成
22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金については、熊本県補助金
等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

別記第7号様式(第10条関係)

平成 年度平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業
補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった 年度平成
22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金として、下記の金額を交付
されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振込先口座 金融機関・本支店名
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

年 月 日

市町村長 印

熊本県知事 様